

まなびのページ

ちょっと考えてみませんかシリーズ№31

LGBT 理解増進法って?

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が令和5年6月23日に公布・施行されました。一人一人がお互いを認め合い、誰もが暮らしやすい共生社会の実現に向かって取り組むことが大切です。この機会にみなさんも性の多様性について考えてみましょう。

目的

LGBTQ+の方々が性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関して国民の理解が進んでいないことによって生きづらさを感じていることなどを立法事実として、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進を図ることを目的として制定されました。

権利と義務

この法律の施行によって、国民一人一人が何らかの権利を取得することも、義務を負うこともありません。理解増進法は、いわゆる理念法であり、国民一人一人の行動を制限したり、また特定の人に何か新しい権利を与えたりするような性質のものではありません。一方で、国、地方公共団体及び事業主等についての役割とそれらについての努力義務が定められています。(施策の策定及び実施の努力など)

留意事項

この法律の第12条には「この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする。」とあります。これは、全ての国民が、その性的指向及びジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとする第3条の基本理念を強調する趣旨で設けられたもので、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、全ての国民が、お互いの人権を尊重することによって、生き生きとした人生を享受できる社会の実現を目指すことを確認するものです。

Q. 性的指向って?

A. どの性別を好きになるか
(恋愛感情や性的な関心が向いているか)

Q. ジェンダーアイデンティティって?

A. 自分がどの性別であるかの認識

参考 内閣府 HP 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律に関するQ&A

市の取り組み

本市では、誰もが自分らしく生きることができる社会を実現するため、令和2年度にパートナーシップ宣誓制度(一方又は双方がLGBTQ+であるお二人が、お互いを人生のパートナーとして協力関係にあることを、市が宣誓受領書を交付することにより証明するもの)を導入しています。また、令和4年度には性の多様性への理解を深めるための啓発事業に使用するシンボルマークを決定するなど、取り組みを進めています。



※LGBTとは、レズビアン(Lesbian)、ゲイ(Gay)、バイセクシュアル(Bisexual)、トランスジェンダー(Transgender)の頭文字をとって組み合わせたものです。本市ではLGBT以外にも自分自身の性を決められない、決めないクエスティング(Questioning)、+(たくさんの性のあり方があり、5つの頭文字ではカバーできないため、+がつけられています)を含め啓発を行っています。

きずな

人権文化の息づくまち・かめおかをめざして

亀岡市人権啓発だより 第68号

編集/発行: 亀岡市生涯学習部人権啓発課
〒621-8501 亀岡市安町野々神8番地
TEL 25-5018
E-mail: jinken-keihatsu@city.kameoka.lg.jp

ヒューマンフェスタ2023 inかめおか

~いのち輝く 共生社会をめざして~

ゆう・あいフォーラム2023を同時開催しました



毎年、「人権週間(12月4日~10日)」に先立ち開催している「ヒューマンフェスタ」は今年度で34回目、また「ゆう・あいフォーラム」は27回目を迎えました。特設ステージでは、手話コーラスから始まり、人権作文朗読や東輝中学校吹奏楽部及び大成中学校吹奏楽部の演奏などが行われました。また、各参画団体によるワークショップや、パフォーマンスショー、ポッチャやモルックのスポーツ体験、人権クイズラリーなど、来場者が参加しながら人権や男女共同参画についての関心や理解を深めました。イベントを通じ、誰もが自分と他人の命を大切に、互いに支え合いながら、自らの個性を発揮できる共生社会について考えていただく機会となりました。

人権啓発作品募集にたくさんのご応募ありがとうございました

令和5年度人権啓発作品



今年度もたくさんの作品を応募いただきありがとうございました。入賞作品を使用し、啓発物品や、人権啓発カレンダーを作成しました。カレンダーは各学校や公共施設、企業等に配布しました。

街頭啓発



市内企業や人権擁護委員、法務局、亀岡市合同で街頭啓発を実施しました。今年度の人権啓発作品会長賞に選ばれた小・中学生の標語入りのポケットティッシュカバー及びキャラクターミニ巾着を配布して、人権啓発に努めました。

あなたは大丈夫? ~インターネットの使い方チェック~

Check!

- SNS に投稿するとき、普段、人と話すときよりも、つい強い口調になる。
- グループで話すとき、みんなで一人をからかうことがある。
- 他の人に対する批判や自分の意見をよく書き込んでいる。
- 面白いと思った投稿や共感できる投稿を見つけたら、すぐに拡散している。
- 自分や他の人が写った写真や動画を日常的に投稿している。
- 自宅や学校、よく行く場所で撮った写真や動画を日常的に投稿している。
- 他の人が投稿した写真や動画を投稿者に確認せず他の SNS に投稿している。
- 冗談のつもりで、他の人やお店に関するうそや大げさな表現を含んだ投稿をしたことがある。
- インターネットで知り合った人に、自分の写真を送ったり、直接会ったりしたことがある。

インターネットは世界中の WEB サイトにアクセスできたり、遠く離れた人とも写真や動画を共有することができたりと、世界中の様々な人とつながることができる便利なツールですが、使い方を間違えると、事件や犯罪に巻き込まれるきっかけとなったり、人を傷つける「凶器」にもなったりします。今一度、日ごろの使い方を振り返ってみてください。インターネット上の被害を防ぐために、正しい知識を身につけ、ルールを守って利用しましょう。



出典 「あなたは大丈夫? ~考えよう! インターネットと人権~」 <4訂版> (令和4年度)

企画: 法務省人権擁護局 監修: 藤川大祐 (千葉大学教育学部教授) 制作: 公益財団法人人権教育啓発推進センター

インターネット上の被害を防ぐために

差別的な内容や、他人を誹謗中傷する内容を書き込まないようにしましょう。

自分の投稿が、意図していないところへ広がる危険性があることを理解し、安易に写真や個人情報が分かるような投稿をしないようにしましょう。

悪口や差別的な内容の投稿に対しては、コメントや拡散をしないようにしましょう。

インターネット上で知り合った人と会うときは、トラブルに巻き込まれるかもしれないこと、犯罪の被害に遭うかもしれないことを十分に考えましょう。

インターネット上で被害にあったときは、ひとりで悩まないで、信頼できる人に相談しましょう。

SNSの使い方など、インターネット上でのやり取りについて、日ごろから家族や友人と話し合っておきましょう。

< 亀岡市役所の相談窓口 >

特設人権相談 と き: 毎月第2・4月曜日 (祝日の場合は翌日) 午後1時30分~4時30分
ところ: 亀岡市役所 ※電話相談もできます (☎ 25-5018)

< 法務省の相談窓口 >

みんなの人権 110 番 ☎ 0570-033-110 子どもの人権 110 番 ☎ 0120-007-110
女性の人権ホットライン ☎ 0570-070-810 と き: 平日 午前8時30分~午後5時15分

各施設での地域交流活性化の取り組み

人権福祉センター ☎ 23-0582



馬路文化センター ☎ 23-2005



東部文化センター ☎ 23-4611



保津文化センター ☎ 23-2346



保津ヶ丘文化センター ☎ 22-0769



犬甘野児童館 ☎ 27-2532



亀岡市立文化センター・児童館では、地域福祉の向上、人権啓発及び住民交流の拠点となるコミュニティセンターとして、地域交流事業や各種講座などを開催しています。また、市民活動やサークル活動にもご利用いただけるよう、会議室やホール等の貸し出しもしています。(施設利用料等は市ホームページで確認いただけます。) ご利用・ご予約については、各施設にお問い合わせください。



和室貸し出し中! 亀岡市松熊教育集会所 (東本梅町)

- 1階和室・2階和室を貸し出ししています。
- 地域交流やサークル活動、会議、研修などに利用できます。(営利目的不可)
- 詳細は市ホームページをご確認ください。



1階和室



2階和室

申し込み・問い合わせ先 亀岡市教育委員会社会教育課 ☎ 25-5054